

下関市立大学都市みらい創造戦略機構規程

令和 2 年 8 月 31 日

規 程 第 66 号

改正 令和 5 年 4 月 26 日規程第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学都市みらい創造戦略機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、下関市を中心とする地域の産業活動及び地域社会の向上に寄与するため、地域の課題について産業界や行政等の学外機関と情報を共有し、学術的観点からその課題解決にあたるとともに、産業界等地域の求める人材の把握及びその育成に努めることを目的とする。

(業務)

第 3 条 機構の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 産官学連携及び地域貢献に関する企画及び実施に関すること。
- (2) 地域課題に関する情報収集、研究及び研究支援に関すること。
- (3) 地域産業界への学術的支援及び情報提供に関すること。
- (4) 分野を異にする高等教育機関との連携に関すること。
- (5) 地域人材の育成及び地域に関する教育の企画調整及び実施に関すること。

(職員)

第 4 条 機構に都市みらい創造戦略機構長（以下「機構長」という。）その他必要な職員を置く。

- 2 機構に研究スタッフを置くことができる。
- 3 機構長は、学長が指名する。
- 4 研究スタッフは、学長が指名する。

(委嘱研究員)

第 5 条 機構の研究を推進するため、機構に委嘱研究員を置くことができる。

- 2 委嘱研究員は学外の有識者から学長が委嘱するものとし、報酬は支給しない。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 26 日規程第 21 号）

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。